

答申

第1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が行った、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定処分（令和6年8月6日付け人第131号。以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

1 開示請求等

審査請求人は、令和6年7月23日付で、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の開示請求を行った。

〔 令和5年10月30日に申立人が行ったパワー・ハラスメントの申立てに係る判定の一
切の文書 〕

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

実施機関は、本件開示請求に対し、条例第11条第2項の規定により本件処分を行った。

ア 本件開示請求に係る対象公文書

令和5年10月30日に申立人が行ったパワー・ハラスメントの申立てに係る判定の一切の文書

イ 開示をしない理由

富山県情報公開条例第10条に該当

当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報（個人情報）を開示することとなるため

(2) 本件審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年8月13日付で、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の本件審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書等及び審査会での意見聴取によれば、概ね次のとおりである。

1 趣旨

「記載の処分を取り消す。」との裁決を求める。

2 理由

(1) 今回の請求は、特定の個人の懲戒情報の開示を求めたものではなく、審査請求人の自己

情報についての一般的な開示を請求したに過ぎない。仮に、その中に処分を求めた者について懲戒の情報等の非開示情報が含まれているのであれば、その部分のみを非開示とすればよいのであって、文書の存否まで非公開とする理由はない。

- (2) 処分庁が主張する、開示をしない理由及び弁明書で主張している理由は、「富山県情報公開条例10条に該当 当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報（個人情報）を開示することになるため」と記載するのみで、「理由を明示する」という最も大切な事項を欠く。
- (3) 「富山県情報公開条例の解釈及び運用基準」の「第10条関係 第2解釈及び運用3」では、「当該非開示決定通知書において、本条を適用する旨の理由（請求のあった文書の存否を答えることにより、どのような非開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に記載）を提示するものとする」と明記されているが、非開示の理由を「条例第10条の条文をそのまま引用しているだけ」の起案が決裁されたことは「この規定に全く気付かなかつたか」又は「意図的に法令遵守義務を果たさなかつた」かのいずれかである。

また、本件事件と事案を同一にした「情報公開条例の非開示決定と理由付記の程度」が争われた公文書開示請求事件（最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決）においても、「理由付記制度の趣旨にかんがみれば、公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、（中略）非開示事項のどれに該当するかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非公開の根拠規定を示すだけでは、（中略）理由付記としては十分ではない」と判示している。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び審査会での意見聴取等によれば、概ね次のとおりである。

1 趣旨

本件審査請求を棄却する旨の裁決を求める。

2 理由

請求のあった公文書の開示請求については、当該個人情報の主体である本人の自己の情報であるかどうかにより決定されるものではなく、何人からの請求であっても同様に決定されなければならないものであるため、本件処分においては、請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することになることを理由として、非開示決定を行った。

また、ハラスメントに係る相談内容は通常他人に知られたくないと思むセンシティブな情報であり、本件開示請求に係る公文書の存否や相談内容が公開されることになると、特定の個人がハラスメント相談窓口を利用したという事実や相談内容に係る当事者となった事実の有無、また周囲にいた関係者、第三者等から確認した状況を明らかにすることになる。その相談内容が判明すると、相談すること自体が控えられ、また相談者の不信感を生むおそれがある。仮に相談したとしても、相談者や関係者が事実をありのままに述べることに躊躇したり、消極的になったりするなど、正確な事実の把握が困難になることから相談窓口設置の趣旨や相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすことになるため存否応答拒否の対応をしたも

のである。

そのため、本件開示請求に係る公文書については、条例 10 条を適用し、公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する決定をした。

第5 審査会の判断の理由

1 本件処分について

実施機関は、ハラスメントを受けたことやそのことを相談した事実に関しては、秘密が厳守されプライバシーが保護されることを期待するものであり、個人の正当な権利利益等として保護されるべき非開示情報に該当することから、本件開示請求に係る公文書が存在するか否かについて回答することができないと判断し、条例第10条の規定に基づき、本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、実施機関が行った本件処分を不服とし、その取消しを求めている。そこで、以下において、本件処分の妥当性について検討することとする。

2 存否応答拒否の妥当性について

条例第10条は、開示請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、条例第7条各号（非開示情報）の規定により保護される利益が害されることとなる場合には、例外的に当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる旨規定している。

しかしながら、本条は、開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否するという例外的な規定であるので、安易な運用は、請求者の公文書開示請求権を侵害することになりかねないため、公文書の存否を明らかにすることにより生じる個人又は法人等の権利利益の侵害や事務事業の支障等を第7条各号の規定の趣旨に照らして具体的かつ客観的に判断しなければならず、通常の開示決定等により対応できる場合にまで、拡大解釈されることのないように、特に慎重な運用に努めることが求められる。

したがって、本条が適用されるためには、(1)当該情報が条例第7条各号のいずれかに該当すること及び(2)非開示決定（当該公文書が不存在であることを理由にする場合を含む。）を行いその旨を請求者に通知することにより、何らかの情報が明らかになることの2つの要件を備えていることが必要であると解されるため、以下、順次検討する。

(1) - 1 条例第7条第2号（個人情報）本文及びただし書の該当性について

条例第7条第2号では、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により、他の情報と照合する場合を含め、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書に該当するものを除き、非開示情報とする旨規定されているため、まず、本件開示請求に係る情報の同号ただし書の該当性について検討する。

ア 条例第7条第2号ただし書アの該当性について

条例第7条第2号ただし書アは、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については、個人情報であっても非開示情報とはしない旨規定している。

ここで本件について検討すると、本件開示請求に係る情報は、法令等の規定により又

は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、同号ただし書アには該当しない。

イ 条例第7条第2号ただし書イの該当性について

条例第7条第2号ただし書イは、同号本文に規定する個人情報に該当する情報であっても、当該情報を非公開とすることにより得られる利益よりも、当該情報を公開することにより得られる「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、例外的に公開しなければならない旨を規定している。個人情報は手厚く保護されるべきであり、比較衡量を行うにあたっては、人の生命等を害する相当の蓋然性その他の必要性、緊急性等を具体的かつ慎重に検討する必要がある。

ここで本件について検討すると、本件開示請求に係る情報を公にしなければ、審査請求人本人及びそれ以外の第三者の「生命、身体、健康、生活又は財産」に被害が発生する具体的な危険性までは認められないことから、同号ただし書イには該当しない。

ウ 条例第7条第2号ただし書ウの該当性について

条例第7条第2号ただし書ウは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」は例外的に公開しなければならない旨を規定している。

ここで本件について検討すると、公務員である特定の個人が、パワー・ハラスメントの申立てを行うこと及び当該申立てに基づき実施機関が行う調査に協力することは、公務員の職務遂行の内容に係る情報とはいえないことから、同号ただし書ウには該当しない。

よって、本件開示請求に係る情報は、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないことから、同号本文に該当する。

(1) -2 条例第7条第6号（行政運営情報）の該当性について

条例第7条第6号は、「県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、(中略)当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非開示情報とする旨規定されている。実施機関は、ハラスメントに係る相談内容は通常他人に知られたくないと望むセンシティブな情報であり、本件開示請求に係る公文書の存否や相談内容が公開されることになると特定の個人の方がハラスメント相談窓口を利用したという事実や、相談内容に係る当事者となった事実の有無、また周囲にいた関係者、第三者等から確認した状況を明らかにすることになる。その相談内容が判明すると、相談すること自体が控えられ、また相談者の不信感を生むおそれがある。仮に相談したとしても、相談者や関係者が事実をありのままに述べることに躊躇したり、消極的になったりするなど、正確な事実の把握が困難になることから相談窓口の趣旨や相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすことになると主張している。

一般的にハラスメントに対する相談や申立ては、当事者の権利利益を保護するために、

その秘密が徹底して守られるという前提のもとで行われる。この前提が崩れることになると、相談者等の権利利益が損なわれる事態が生じるだけでなく、今後、ハラスメントに関する相談を躊躇させることが予見され、実施機関が行う将来の同種の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

また、実施機関の主張する支障は、実質的なものであると認められ、当事者の権利利益保護の趣旨から法的保護に値する蓋然性があるものといえることから、条例第7条第6号に該当する。

(2) 非開示決定を行うことで何らかの情報が明らかになることについて

本件審査請求は、パワー・ハラスメントの申立に係る判定の一切の文書の公開を求めるものであるが、本件開示請求に係る公文書の存否を答えることは、特定個人がパワー・ハラスメントを受けたという事実の有無及び申立文書を提出したという事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせることになり、条例第7条第2号本文に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもので、公にすることにより、なお個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの」を開示することになる。同様に、ハラスメントに対する相談内容を明らかにすることは、相談者等の権利利益が損なわれる事態が生じるだけでなく、今後、ハラスメントに関する相談を躊躇させることが予見され、条例第7条第6号本文に規定する、「県（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を開示するおそれがある。

以上のとおり、(1)当該情報が条例第7条各号のいずれかに該当すること及び(2)非開示決定（当該公文書が不存在であることを理由にする場合を含む。）を行いその旨を請求者に通知することにより、何らかの情報が明らかになることの2つの要件を備えていることから、実施機関が条例第10条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否した本件処分は妥当である。

3 非開示の理由付記の程度について

審査請求人は、「富山県情報公開条例の解釈及び運用基準」の「第10条関係 第2解釈及び運用3」で「当該非開示決定通知書において、本条を適用する旨の理由（請求のあつた文書の存否を答えることにより、どのような非開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に記載）を提示するものとする」と明記されていることや公文書開示請求事件（最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決）において「理由付記制度の趣旨にかんがみれば、公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、（中略）非開示事項のどれに該当するかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非公開の根拠規定を示すだけでは、（中略）理由付記としては十分ではない」と判示していることを理由に、本件処分における非開示の理由付記の程度が十分ではないことや、十分な理由を裏づける事実の立証なしに文書の存否を明らかにしていないことは違法であると主張する。

この点、非開示決定通知書には「富山県情報公開条例 10条に該当 当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報（個人情報）を開示することになる

ため」と記載されており、非開示の根拠規定である条例第10条とともに、請求のあった文書の存否を答えることにより、どのような非開示情報を開示することになるかについては、「個人情報を開示することになる旨」との理由が提示されているものと認められる。一方で、上記2の(2)で述べたとおり、実施機関が行う相談業務という性質を鑑みると、開示請求に係る公文書の存否を答えるだけで非開示情報に該当する個人を識別できる情報を開示することになることや、相談内容が判明すると相談すること自体が控えられ、また相談者の不信感を生むおそれがあり、相談内容の存在が明らかになれば、今後、相談者や関係者が事実をありのままに述べることに躊躇したり消極的になったりするなど、正確な事実の把握が困難になることから相談窓口の趣旨や相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという事情も認められることから、存否応答拒否という本件処分の性質を鑑みれば、一般論として実施機関が行う相談業務に期待される役割に触れる形で、本件処分の理由を記載する余地はあったと考えられる。

以上を踏まえると、本件処分に係る理由付記の程度については、より丁寧に記載する余地はあったと認められるものの、理由付記の程度として求められる最低限の記載はなされており、違法とまでは言えないと判断するものである。

4 情報公開制度を利用して、自己の個人情報の開示請求を行うことについて

審査請求人は、今回の請求は、特定の個人の懲戒情報の開示を求めたものではなく、審査請求人の自己情報についての一般的な開示を請求したに過ぎず、文書の存否まで非公開とする理由はないと主張している。

情報公開制度における自己情報開示請求の可否については、「富山県情報公開条例の解釈及び運用基準」の「第5条関係 第2解釈及び運用3」で、「本条例に定める公文書開示請求制度は、何人に対しても等しく、県が保有する公文書の開示請求権を認めるものであり、開示請求者が誰であるか、また、開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情によって、当該公文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。」と明記されている。

また、上記のとおり、情報公開制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず公開請求を認める制度であり、公開、非公開の判断に当たっては、本人からの自己情報についての公開請求である場合も含め、請求者が誰であるかは考慮されないものであることから、仮に、情報公開制度の枠内で、個人情報の本人開示の請求を処理することになると、本人確認の方法や代理の範囲をいかに処理するのか、自己の情報の場合だけ、個人情報の保護に関する法律の不開示情報の考え方を採用するのかなど、情報公開制度としての非公開事由の規定の解釈で、本人に対する開示、不開示の問題を処理することになり、同じ条文でありながら、複数の解釈が必要となる可能性があると考えられる。

これらを踏まえると、開示請求者本人の情報に関して情報公開請求があった場合でも、開示請求者本人への開示決定は、第三者から情報公開請求があった場合と同様の開示決定を行う必要があると判断するものである。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、審査会の上記判断を左右するものではない。

6 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 調査審議の経過

審査会の調査審議の経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和6年12月4日	・実施機関から諮問書を受理
令和7年9月30日 (第208回審査会)	・諮問事案の概要説明 ・審議
令和7年10月30日 (第209回審査会)	・審査請求人からの意見聴取 ・実施機関からの意見聴取 ・審議
令和7年12月2日 (第210回審査会)	・審議
令和8年1月15日 (第211回審査会)	・審議 ・答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大 原 弘 之	弁護士	会長職務代理
神 山 智 美	富山大学経済学部教授	会 長
中 村 正 美	元 富山市社会福祉協議会専務理事	
西 田 隆 文	高岡商工会議所専務理事	
廣 野 聰	弁護士	